

感染症補償規程

第1条(本規程の目的)

本規程は、当施設が行う事業（以下「当施設の業務」という。）に従事する者（以下「業務従事者」という。）が、業務に関連して被った細菌・ウイルス等の病原体に感染したことによって発症した感染症に対して、当施設が行う補償の内容を定めることにより、業務従事者の福利厚生の上昇を図ることを目的とする。

第2条(適用範囲—被補償者)

本規程は、業務従事者のうち、当施設の作成、保管する名簿に記載された者（以下「被補償者」という。）に適用する。

第3条(定義)

本規程において、「感染症」とは、細菌・ウイルス等の病原体に感染したことによって発症した疾病のうち以下のものをいう。

肝炎（B型およびC型）、結核、HIV感染症（エイズ）、皮膚感染（疥癬、カンジダ症、白癬症、帯状疱疹、単純ヘルペス、紅色陰癬等）、腸管感染症（コレラ、腸チフス、細菌性赤痢、細菌性食中毒等）、MRSA（院内感染）、肺炎、ペスト、エボラ出血熱、クリミア、コンゴ出血熱、マールブルグ病、パラチフス、ジフテリア、ポリオ、ラッサ熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARS、コロナウイルスであるものに限りません。）

第4条(補償を行なう場合)

当施設は、被補償者が当施設の業務に遂行に起因して細菌・ウイルス等の病原体に感染したことによって発症した感染症に対して補償を行なう。ただし「本規程発効日」より前に感染した場合には補償を行なわない。なお、本規程発効日において被補償者でない者については、「本規程発効日」を「被補償者となった日」と読み替えて適用する。

第5条(感染の推定規程)

- ① 当施設は、被補償者が当施設の指示に基づき当施設の業務に遂行した後、その業務を利用した者(患者等)が罹患していた感染症と同一名称の感染症を発症（医師の診断による。）した場合、業務の遂行に起因して感染したことによって感染症を発症したと推定する。
- ② 前項の規程は、他の感染源が特定できる場合には適用しない。

第6条（補償を行なわない場合）

当施設は、次の各号に該当する事由によって生じた感染症に対しては補償を行なわない。

- （1）被補償者の故意または重大な過失
- （2）被補償者の親族の故意または重大な過失
- （3）被補償者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- （4）被補償者の麻薬、あへん、大麻または覚醒剤、シンナーなどの使用
- （5）被補償者が法令に定められた運転資格を持たないで、または酒によってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- （6）被補償者の妊娠、早産、流産または外科的手術その他の医療処置
- （7）地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- （8）戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- （9）核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- （10）前3号に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
- （11）第9号以外の放射線照射または放射能汚染

第7条（死亡補償金の支払い）

- ① 当施設は、被補償者が第4条（補償を行なう場合）の感染症を発症し、その直接の結果として感染症発症日からその日を含めて180日以内に死亡したときは、100万円を死亡補償金として被補償者の遺族に支払う。
- ② 死亡補償金を受ける遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹の順序とする。

第8条（入院・通院補償金の支払い）

- ① 当施設は、被補償者が第4条（補償を行なう場合）の感染症を発症したとき、その直接の結果として、平常の生活ができなくなり、かつ入院（医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいう。）または通院した場合は、被補償者1名につきその日数に応じて別表1に掲げる額を、入院・通院補償金として被補償者に支払う。ただし、補償金の給付は、同一の感染症について、1回に限ることとする。
- ② 当施設は、いかなる場合においても、感染症発症日からその日を含めて1,000日を経過した後の期間における入院・通院に対しては補償を行なわない。
- ③ 被補償者が入院・通院補償金の給付を受けられる期間中に新たに他の感染症を発症し

たとしても、当施設は、重複して補償金を支払わない。

第9条（感染の報告義務）

- ① 被補償者は、感染したおそれが生じたとき、感染が判明したとき、または感染症が発症したときは、速やかにそれらの状況および身体の傷害の程度を当施設に報告しなければならない。
- ② 被補償者が当施設の認める正当な理由がなく前項の規程に違反したとき、またはその報告について知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、補償金を支払わない。

第10条（補償金の請求）

- ① 被補償者（死亡補償金については被補償者の遺族）が、補償金の支給を受けようとするときは、別表2に掲げる書類のうち当施設が求めるものを提出しなければならない。
- ② 当施設は、別表2に掲げる書類以外の書類を求めることができる。
- ③ 被補償者（死亡補償金については被補償者の遺族）が前2項の書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、補償金を支払わない。

第11条（発効日）

本規程は社会福祉法人東京都社会福祉協議会「感染症補償費用制度」における当施設の契約期間の開始日から効力を有する。

別表 1

入院日数	入院補償金
4日～7日	2万円
8日～14日	3万円
15日以上	5万円
通院日数：4日以上	1万円

別表 2

提出書類／補償金種類		死亡	入院	通院
1	補償金請求書	○	○	○
2	当団体の定める障害状況報告書	○	○	○
3	公の機関（やむを得ない場合には、第3者）の事故証明書	○	○	○
4	死亡診断書または死体検案書	○		
5	感染症の程度を証明する医師の診断書		○	○
6	入院または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類		○	○
7	被補償者の遺族の戸籍謄本	○		
8	被補償者の戸籍謄本	○		
9	被補償者の印鑑証明書		○	○
10	委任を証する書類および委任する者の印鑑証明書（補償金の請求を第3者に委任する場合）	○	○	○

上記の補償規程は当施設が定め、実施している補償規程に相違ありません。

住所 _____

施設名 _____

代表者名 _____

印 _____

（*ご署名・ご捺印の上、ご提出ください。）